

事 務 連 絡
平成27年10月 1日

居宅介護支援事業者 様
介護予防支援事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に
指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の
事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針等の
解釈通知（Q&A）の一部改正について（通知）

日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、（介護予防）通所介護事業者と（介護予防）認知症対応型通所介護事業者（以下、「指定通所介護事業所等」という。）に対して、主な質問と回答をQ&Aとして追加し、平成27年10月1日付の改正通知を発出したところです。

本指針では、指定通所介護事業所等に対して、居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者との連携について規定していますので、居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者におかれましては、本指針をご理解いただき、利用者様の宿泊サービスが提供されるようご配慮をお願いいたします。

記

1. 通知の施行日

平成27年10月 1日

2. 一部改正の箇所

(1) 解釈通知（Q&A）

- ① 近隣地の別建物
- ② 高齢者住宅の空床利用時の届出
- ③ 指定通所介護等の利用料等の受領

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部
高齢者サービス支援課 居宅サービス係
担当：松田
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番
Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328
E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp